

令和7年1月29日

保護者各位

瑞浪市教育委員会
教育長 伊藤 慶和

児童・生徒に対する就学援助について（お知らせ）

瑞浪市教育委員会では、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由から下記のとおり就学援助を行っています。（世帯の収入や生計状態を、教育委員会が総合的に判断して認定をした方に限ります。）援助を希望される保護者の方は、申請手続きをお願いいたします。

記

1. 援助する費用

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、
修学旅行費、通学費、学校給食費、市の基準による。

2. 申請手続き

就学援助を希望される方は、学校長と面談の上、申請書を提出してください。

◎提出書類 申請書 ほか
(申請書は学校にあります。)

◎申請期限 令和 7年 3月 7日 (金) まで
新1年生の世帯は 1月 14日 (火) まで
※学校へ提出してください。

決定通知は、審査の上、学校を通じてお知らせします。

【就学援助制度】 よくある質問

Q1 就学援助制度って何ですか？

A. すべての子どもが安心して学校生活を送れるように、必要なお金(給食費・体育着代・上履き代・文房具費等)の一部を対象者へ補助する制度です。

Q2 制度を利用することができるのはどんな人ですか？

A. 経済的な理由によって、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者です。

Q3 どんな手続きが必要ですか？

A. 所定の「申請書」を学校へ提出していただきます。その際、世帯全員の収入額の記入が必要となりますので、源泉徴収票等、前年の収入がわかる書類を準備してください。
また、申請時に校長および居住地区の民生委員との面談があります。
認定審査は教育委員会にて行います。

Q4 受け付けはいつですか？

A. 年間を通していつでも提出できます。

Q5 どんな方法で受け取るのですか？

A. 保護者の方が指定された口座に瑞浪市から学校経由で年3回(7月・12月・3月)振り込まれます。

Q6 制度の対象となる子どもは各世帯で一人ですか？

A. いいえ。瑞浪市立小中学校に在籍している子どもは、全員受けられます。

Q7 外国籍の子どもも受けることができますか？

A. 日本人と同等に受けられます。

Q8 学業成績は認定に関係ありますか？また、利用すると何か不利なことはありますか？

A. 成績は関係ありません。また、不利なことはありませんし、個人情報確実に保護されます。